

# \こんなお悩みありませんか？/

今後の生活を考えると  
年金だけでは不安

子どもや孫に  
資金援助したいが  
貯金は取り崩したくない

いざという時のために  
お金を準備しておきたい

複数のローンが残っていて  
今後が不安



解決します！

ご自宅を  
お持ちの方に  
おすすめ！

## リバースモーゲージローン ライフイベントプラン

資金の使いみちは自由

※健全な消費性資金に限ります

お持ちの不動産を担保に自由な資金用途でお借入れができます。



毎月のお支払いは利息のみ

さらに遺言信託のご利用で▲0.5%金利優遇いたします。



お借入期間はお亡くなりになるまで

お借入金は、お亡くなりの際にご自宅の売却等により一括返済していただきます。

50歳以上であればお借入時の年齢に上限なし

50歳以上のお客さま限定で、セカンドライフをより充実させるお手伝いをいたします。



関西みらい銀行

# リバースモーゲージローンライフイベントプランなら シニア世代の様々な資金ニーズに対応できます！



生活資金

趣味

医療  
介護費

借入金  
おまとめ



## 【商品概要説明書】

- 商品名 リバースモーゲージローンライフイベントプラン
- ご利用いただける方 当社の営業エリア内にお住まいの方で、次の条件をすべて満たす個人のお客さま・お借入申込時の年齢が満50歳以上で、お借入れにあたり銀行からカウンセリングを受けられる方※原則として、法定相続人全員を代表する法定相続人の方にもカウンセリングに同席いただきます。  
・日本国籍の方・保証会社の保証を受けられる方・公的年金、給与所得等の安定的な収入のある方・当社を給与振込口座に指定される方、または年金受取口座に指定される方(法人経営者の場合は、当社に法人としての取引口座がある方)
- 資金のお使いみち 健全な消費性資金(教育資金、マイカー購入資金、結婚資金、介護資金、納税資金、他社借入の借換資金等)※事業性資金・投資性資金にはお使いいただけません
- お借入金額 100万円以上10,000万円以下(10万円単位)
- ご契約形態 当座貸越/証書貸付
- お借入期間(ご契約終了日) お借入人がお亡くなりになった日または当社がお亡くなりになった事実を知り得た日<当座貸越>契約期間3年(3年後の応当日が属する月の約定日まで)※当社の審査およびお借入人への意思確認を行い、契約更新します。<証書貸付>終身
- お借入金利 <当座貸越>当社所定のローン基準金利+0.800%~+2.300%の変動金利となります。  
<証書貸付>当社所定のローン基準金利+0.300%~+1.800%の変動金利となります。※当社が遺言信託を受託している方は、お借入金利より年0.5%優遇します。
- お借入金利の見直し <当座貸越>年2回、毎年4月1日と10月1日現在の当社所定のローン基準金利に基づいて7月と1月に見直します。また、金利情勢等により金利を見直す場合があります。<証書貸付>年2回、毎年4月1日と10月1日現在の当社所定のローン基準金利に基づいて金利を見直し、4月1日基準、10月1日基準の金利は、それぞれ7月、1月のご返済分から適用になります。また、金融情勢等により金利を見直す場合があります。
- ご返済方法 期日一括返済(お利息は毎月のお支払いとなります。)
- 利息の計算方法 <当座貸越>毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割りで計算します。<証書貸付>毎月返済の利息は元金残高×年利率×1/12で計算します。
- 保証 当社所定の保証会社(株式会社セゾンファンデックスまたは株式会社フィナンシャルドゥ)をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
- 保証料 当社所定のお借入金利に含まれます。
- 担保 <当座貸越>お客さまが所有する日本国内(離島を除く)の不動産(自宅、空き家、3親等以内の親族居住不動産)に当社と保証会社を共有根抵当権者とし、極度額120%とする共有根抵当権を設定させていただきます。<証書貸付>お客さまが所有する日本国内(離島を除く)の不動産(自宅、空き家、3親等以内の親族居住不動産)に当社を抵当権者とする抵当権を設定させていただきます。
- 団体信用生命保険 ご加入できません。
- 事務手数料 165,000円(消費税等込)
- 繰上返済手数料等 <当座貸越>いただきません。<証書貸付>一部繰上返済の場合5,500円、全部繰上返済の場合11,000円(いずれも消費税等込)
- 当社が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会<連絡先>銀行協会相談室<電話番号>0570-017109または03-5252-3772
- その他 ・お借入人がお亡くなりになった時は、担保不動産の売却等により、一括返済していただきます。一括返済いただけない場合は、対象物件に設定された共有根抵当権もしくは抵当権が実行され、その回収金によりローン返済に充当します。ただし、担保物件の売却等によりローンの全額を返済できない場合でも、相続人に残債務を請求することはありません。※ローンの免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。くわしくは、税務署へお問合せください。・年1回、銀行よりお借入人に対して、現況確認をさせていただきます。・担保不動産に居住されている方が変更となった場合は、所定の書式にてお申し出ください。・対象物件には、火災保険を付保していただきます。・お申込みに際しては、当社および保証会社の審査があります。審査結果によっては、ご希望にそえない場合もありますので、ご了承ください。・証書貸付について、ご返済のシミュレーションは店頭にお申し付けください。・当座貸越について、毎年、その時点における保証会社が算出した保証限度額に基づき、お借入限度額の見直しを行います。見直し後の限度額が前年度の限度額を下回る場合、お借入限度額を減額する場合があります。お借入限度額の減額により、お借入残高がお借入限度額を上回った場合には、上回った金額についてご返済が必要です。

## お問合せ先 お気軽にご相談ください！

関西みらい銀行 ダイレクトバンキングセンター

フリーダイヤル

# 0120-120-777

受付時間 平日 9:00~19:00  
(土日・祝休み)

▼お申込みはこちらから▼

関西みらい銀行

